

中小企業の現状と中小企業憲章の制定

——中小企業憲章制定運動と「自社分析」[2]——

大林 弘道

(神奈川大学)

はじめに

筆者は、大林弘道[2006]において、中小企業憲章制定運動¹⁾における「自社分析」活動の意義と成果を検討した。とくに、2006年7月の時点で記入された「自社分析」アンケート²⁾、すなわち、①自社を取り巻く経営環境(業界の特徴・現状)、②①における自社の方向性(自社の「経営指針」)、③望ましい経営環境(自社の方向性を妨げている要因)、④「中小企業憲章」に望むことに対する回答を分析し、次の二つ課題を提起した。第1に「自社分析」アンケートはその目的、とくに、中小企業憲章案の成文化に対して有効であり、「量的にも、業種的にもさらに拡大した形で考察を進展させなければならない」³⁾こと、第2に、今日、中小企業の経営と存立を規定する外部環境要因を「《グローバル工業化》、《大企業行動》、《ICT(情報技術)の飛躍的發展》、《「改革」》の4つ」⁴⁾に類型化し、それらを改めて中小企業の存立を規定する基本要因として、全体としても、また、相互の関係としても、単なる羅列でなく、論理的に組み立て直さなければならないことを指摘した。そのことは、また今日の中小企業の経営と存立に対する分析視角を提供することである。しかも、それらの要因は、10年単位の中期的もしくは長期的な要因でもあるが、同時に、現在の世界的な金融危機から世界的な経済不況への展開、日本経済における、回復基調から急速な不況に向かう移行過程に対して、中小企業の経営と存立に一層増幅された大きさ

の影響を与えつつある要因でもある。

本稿は、そのように重大化しつつある後者の問題に注目し、それが日本の中小企業全体の存立にいかなる影響を与えているかを検証し、その意味を、中小企業憲章制定という観点から中小企業団体とその運動との関わりについて考察し、さらに、それらを通して、改めて中小企業憲章制定運動に対する国際的な意義を指摘した。

1 中小企業の現状

(1) 分析視角

上記の経営環境要因は、アジアの経済的興隆に代表される《グローバル工業化》のような歴史的な要因、大企業の世界への直接投資や金融活動に代表される《大企業行動》のような企業経営的要因、《ICT(情報技術)の飛躍的發展》のごとき科学技術の発展という要因、「新自由主義」と称される《「改革」》のような政策の要因が複合的に作用する要因群である。同時に、それらの要因は業種や地域によってきわめて多様な事態となって実現している。それらの業種や地域での個別的で具体的な状況は個々の分析に委ねざるをえないが、共通して指摘できることは、戦後の長期にわたって日本の中小企業の存立を可能にさせてきた基盤を転換させるものであるということである。

また、それらの歴史・企業・技術・政策の要因は繰り返すように今日それぞれ強力であるが、それらすべては等しく必然的・決定的ということではない。また、歴史の展開や技術の発展は

表1 製品輸入比率

(%)

年度	製品比率	機械製品比率
1989	50.3	15.0
90	49.8	16.0
91	51.8	17.2
92	50.1	16.8
93	53.0	18.4
94	55.8	20.2
95	59.9	24.5
96	58.9	24.9
97	60.2	26.0
98	62.7	28.2
99	61.4	27.9
2000	61.6	29.1
01	61.6	28.1
02	61.1	28.1
03	62.3	29.1
04	60.9	27.9
05	57.4	26.2

注番号

①

②

注) ①輸入製品額／輸入総額
輸入製品：化学・原料別製品・一般機械・電気機器・輸送用機器・その他製品

②機械製品額／輸入総額

機械製品：一般機械・電気機器・輸送用機器

資料) 財務省「貿易統計」各年

必然的ではあるが、企業の行動や政策の実施は決定的ではない。さらに、歴史や技術もその発展テンポは斉一ではないということにも留意する必要がある。

いまここでは、それらの環境要因を具体的な経済指標として若干提示するにとどめたい。アジア地域を中心とした発展途上国や中国等の社会主義国はその多くが現在では新興経済国となって工業化を達成しつつあり、現在もさらにその水準を高度化させている。その結果、早い時期から日本の輸入構造を変化させてきた。1990年代以降をも、それらの変化は継続し、それら諸国を中心とした日本の製品輸入(表1)は上昇を続けてきた。2000年前後には6割を超える程度までに達している。2003年以後若干低下しているが、なお、50%台半ばの水準にある。また、輸入される製品のうち、機械製品の比率(表1)をみると、急速に増大を続け、製品の半

表2 製造業・海外生産比率

(%)

年度	国内全法人ベース	海外進出企業ベース
1989	5.4	15.1
90	6.0	14.5
91	5.6	14.3
92	5.8	14.8
93	6.9	15.4
94	7.9	18.0
95	8.3	19.7
96	10.4	21.8
97	11.0	23.8
98	11.6	24.5
99	11.4	23.0
2000	11.8	24.2
01	14.3	29.0
02	14.6	29.1
03	15.6	29.7
04	16.2	29.9
05	16.7	30.6

注番号

①

②

注) ①現地法人売上高／(現地法人売上高+国内法人売上高)

②現地法人売上高／(現地法人売上高+本社企業売上高)
出所) 経済産業省「海外事業基本調査」各年

分近くが機械製品となっている。この背景には、上記の諸国の継続的な工業発展があるが、同時に日本をはじめとする外国企業の進出がある。日本企業の海外生産比率(表2)の状況を見ると、国内全法人ベースにおいても、海外進出企業ベースにおいても、上昇を続けており、表に掲載された直近の年度である、2005年度が最高水準となっている。要するに、グローバルな工業化が進展し、大企業行動がそれを促進していると考えてよいだろう。それゆえに、逆輸入比率(表3)はアジアを中心に2000年前後に最高水準に到達している。その後も、アジアからのそれは多少減少した、全地域からの逆輸入は2006年に最高水準になっている。さらに、そのような逆輸入製品の総輸入額に占める割合は一貫として上昇している。このようなグローバル経済の進展は、ITC化によって促進されていることは間違いない。

ところで、上述の諸傾向は日本企業に大きな影響を与えている。すなわち、工場立地件数(表

表3 逆輸入比率

(%)

年度	アジアからの 逆輸入比率	全地域からの 逆輸入比率	総輸入額に対す る逆輸入割合	アジアからの 日本向け販売比率	全地域からの 日本向け販売比率	総輸入額に対す る日本向け販売割合
1989	16.4	4.6				
90	12.0	5.2	4.2			
91	14.5	6.4	5.9			
92	16.7	6.4	5.8	15.3	6.7	6.5
93	16.3	7.5	8.7	15.3	10.0	12.5
94	16.2	8.1	10.2	17.3	10.5	14.3
95	18.5	7.7	9.1	18.5	9.3	11.6
96	20.9	9.0	11.2	20.7	9.8	12.9
97	25.2	10.4	14.3	25.3	11.2	16.0
98	25.1	9.1	14.0	25.1	9.6	15.4
99	24.3	10.0	14.8	24.2	10.4	16.0
2000	24.7	10.5	14.8	24.7	10.9	16.0
01	25.2	9.2	15.1	24.6	9.4	16.3
02				23.5	9.8	16.5
03				22.0	9.6	17.0
04				21.3	10.7	18.5
05				21.5	10.6	16.7

注) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥

- 注) ① 現地法人からの日本向け輸出額 / 現地法人総売上高
- ② 現地法人からの日本向け輸出額 / 現地法人総売上高
- ③ 日本の総輸入額に占める比率
- ①②③において、製造業は逆輸入額：石油石炭・紙パルプ・食料品を除く。
- ④ 日本への販売比率 = 日本への販売額 / 現地法人の販売額
- ⑤ 日本への販売比率 = 日本への販売額 / 現地法人の販売額
- ⑥ 日本の総輸入額に占める比率

出所) 経済産業省「海外事業活動事業報告書・結果の概要」各年

4)はバブル崩壊以後減少を続け、2002年以降やや回復の傾向にあるが、1990年代初頭の水準に及ばない。そして、欠損法人割合(表4)も、一貫として上昇傾向である。それは、不況型の倒産割合がなお上昇傾向にあることと連動しているといつてよいであろう。

以上の諸指標の動向はいわゆる「産業空洞化」の事態と問題を示すものであるが、そうであるにもかかわらず、2000年の以降の日本経済の回復を牽引してきた機械諸産業の総輸出額に占める輸出の比率(表5)は近年若干低下しているが、なお高い水準にある。このことは、中長期的な企業環境諸要因が中小企業の基盤を転換させながらも、日本経済の牽引してきた回復要因に対する現在進行中の世界金融危機の日本経済への更なる影響として懸念して余りある状況にある

といえる。

(2) 中小企業の現状

上述した1990年代以降の諸経済指標の変化が中小企業の存立の基盤の転換となって、個々の中小企業に多様で深刻な影響を与えてきたし、現在の状況がそれを倍加する懸念が高まっているのであるが、本稿において注目すること、前者が結果として中小企業総体に対してもたらしている事態、すなわち、中小企業数の減少ということである。中小企業数の差し当たりの資料として、中小企業庁編『中小企業白書』の各年版の付属統計資料における「産業別規模別事業所・企業数」を採用しよう。それらについて1999年の中小企業基本法改正による中小企業範囲の改定を踏まえて、時系列的に接続して検討した。

表4 国内企業指標

年度	工場立地件数	欠損法人割合 (%)	不況型倒産件数	不況型倒産割合 (%)
1989	4,157	49.6	3,374	46.6
90	3,783	48.4	2,787	43.1
91	3,495	49.7	4,624	43.1
92	2,467	53.1	7,353	52.3
93	1,633	59.1	8,618	59.2
94	1,456	62.7	8,616	61.3
95	1,307	64.5	8,737	57.8
96	1,548	64.7	8,868	59.8
97	1,519	64.8	9,970	60.6
98	1,164	67.3	12,217	64.3
99	974	69.9	10,257	66.8
2000	1,134	68.4	13,026	69.4
01	1,123	68.3	13,660	70.8
02	844	68.9	14,055	73.6
03	1,052	68.1	12,461	76.7
04	1,302	67.0	10,476	76.6
05	1,544	67.1	9,982	76.8
注番号	①	②	③	④
資料記号	(a)	(b)	(c)	(d)

注) ①工場立地動向調査速報値時系列

②欠損法人数/法人数

③不況型倒産件数 (不況型倒産: 倒産原因のうち赤字累積・販売不振・売掛金回収難による倒産)

④不況型倒産件数/倒産件数

資料) (a): 経済産業省「工場立地動向調査」

(b): 国税庁「会社標本調査・長期時系列」

(c)(d): 東京商工リサーチ「倒産月報」各号

表5 産業別輸出比率

(%)

年度	一般機械	電気機器	輸送用機器	機械類
1989	22.3	23.1	24.5	69.9
90	22.1	23.2	25.0	70.2
91	22.1	23.4	25.0	70.5
92	22.6	22.6	26.0	71.1
93	23.1	23.8	24.3	71.3
94	23.7	24.8	22.7	71.2
95	24.2	25.7	19.8	69.8
96	24.7	23.9	20.7	69.4
97	23.4	23.6	22.1	69.0
98	22.4	23.1	23.5	69.0
99	21.3	24.9	22.0	68.2
2000	21.6	26.4	20.8	68.8
01	20.5	22.7	23.9	67.1
02	20.3	23.0	24.9	68.2
03	20.2	23.8	23.9	67.9
04	20.7	23.1	23.0	66.8
05	20.1	22.0	23.5	65.6

注) 産業別輸出構成比 = 産業別輸出額 / 輸出総額

資料) 財務省「貿易統計」各年

表6 企業数（非一次産業）

年度	中小企業（改正前）	中小企業（改正後）	大企業（改正前）	大企業（改正後）
1981	5,258,420		21,312	
86	5,327,128		24,119	
91	5,203,589		30,520	
96	5,072,922	5,089,191	29,720	13,451
99		4,836,763		14,341
2001		4,689,608		13,431
04		4,325,790		12,345
06		4,197,719		12,351

注番号 ① ② ③ ④
 出所) 中小企業庁「中小企業白書」各年
 資料) 総務庁「事業所・企業統計調査」再編加工
 注) ①昭和56年～平成4年は「事業所統計調査」として行われた。
 ②企業数=会社数+個人事業者数
 ③改正前：1999年中小企業基本法改正前の中小企業範囲
 ④改正後：1999年中小企業基本法改正後の中小企業範囲

非一次産業の企業数(表6)は全体の状況を示すのであるが、1986年時の中小企業数を頂点にその後20年間、明らかに減少を続けており、減少幅は約110万、約2割に及んでいる。しかもなお、傾向的に減少の着地点が見えない状況である。

このような中小企業数の減少は、中小企業および日本経済に何を意味するだろうか。

第1に、中小企業にとって存立それ自体の危機を、しかも傾向的な減少は恒常的な危機を意味している。上の減少数からすれば、毎年およそ5万5千の中小企業数が純減してきたわけで、相応の開業数を前提とすれば、中小企業における退場数は膨大になるはずである。つまり、中小企業数の減少は中小企業にとっては存続それ自体が危機感をもって受け止められているであろう。

それゆえに、第2に、このような傾向的な膨大な中小企業数の減少に直面しているという状況において、中小企業政策は一体どのような政策であるべきなのであるだろうか。個々の施策では適わない、より根本的で本質的な政策体系の検討を必要としているのではないかと考えなければならぬ。

第3に、中小企業数の後退は、一方では、日本の経済の基礎・基盤を掘り崩し、他方で、経

済全体としての競争性を弱体化させ、経済活性化を妨げることになる。さらに注意しなければならないことは、中小企業の数が後退しているばかりでなく、大企業の数も減少しているのである。中小企業数を表した先の表と同じデータは、大企業数の後退を、非一次産業(第6表)において示している。この意味でも、経済の寡占化検証されなければならない。

そして、第4に、中小企業団体に組織的打撃を与えていることである。日本の中小企業は他国に比較して組織化が進んでいることは周知のことであるが、このような組織的事態は中小企業政策のみならず、中小企業の存立自体にも少なくない影響を与えるはずである。以下では、この第4の点について、さらに検討することとする。

2 主要中小企業団体の現況と対応

(1) 中小企業団体の現況

全国組織をもつ中小企業団体の近年の基本的な特徴は、何よりも組織的後退にあるということである。もちろん、各中小企業団体は会員あるいは組織の増強を訴えている。

たとえば、日本商工会議所(以下、日商と略称)は「商工会議所会員数が7年連続で減少してい

ることに対応し、各地商工会議所の会員増強に」⁵⁾取り組んでいる。

あるいは、全国中央企業団体中央会(以下、全国中央会と略称)は主力の事業協同組合における組合員数の増減状況について「最近3年間の組合員数の増減傾向をみると、約半数(49.0%)の組合は「減少傾向」、以下「あまり変化なし」(41.1%)、「増加傾向」(9.0%)と回答している」⁶⁾、また、「設立年別が古い組合ほど『減少傾向』にあると回答する組合が多い」⁷⁾と報告している。

また、全国商工団体連合会(以下、全商連と略称)は「組織勢力で後退を余儀なくされているとはいえ、増勢にした県連・民商を増やすなど、全国的な奮闘が」⁸⁾広がっていることを指摘している。これらの中小企業団体は現在なお、前二者が中小企業数百万単位の、後者は同じく数十万単位の組織を維持しており、それゆえにこそ、それぞれの中小企業団体は、そのような巨大組織であるだけに、中小企業数自体の減少は組織的後退の直接影響を与える背景になっていると考えられる。

(2) 組織的後退への対応

中小企業団体はこのように組織的後退に対して、増強を図っているのであるが、その際に、それぞれの団体はそれぞれの団体としての設立動機・伝統・特質・貢献等々、いわば歴史的存在理由を確認しながら、組織再生を図っていることが注目されてよいだろう。

たとえば、日商は「民間事業者による自主的な経済団体として設立された商工会議所の存在意義や活動の成果を地域に対してしっかりと周知し、フィードバックすることを不可欠としており、商工会議所の役割や活動内容を広くPRするために全国キャンペーンを実施する」⁹⁾、あるいは、「地域の企業、行政、住民等が共有すべきビジョンや中期行動計画の策定を促進する」¹⁰⁾、さらには、「補助金に過度に依存しない自主的経済団体としての体制を整備し、積極的な政策提言活動に実施・実現を通じて存在価値を示し、そ

れによって信頼され、評価される団体を目指す」¹¹⁾と述べている。

全国中央会は、中小企業の組織化について「市場経済の中で中小企業が自立的に発展するためには、協同して経営資源を充実し、競争力を強化するための組織が必要になる。」¹²⁾と考へ、「中小企業者が、単独では解決の困難な課題……について、業種別・地域別事業者団体たる性格を有する組合等がこれを改善するための取り組みを行う……」¹³⁾とし、今日においては「中小企業組合を連携の中核に位置付けることが極めて有効で」¹⁴⁾であり、「中小企業連携組織対策を中小企業政策の中核として位置付け抜本的に強化すべきである。」¹⁵⁾と強調し、「これら事業の遂行を担う連携支援機関である中小企業団体中央会の指導體制の整備及び事業遂行に対する強力な政策支援は必要不可欠であり、万全の措置を講ずるべきである。」¹⁶⁾と主張している。

さらに、全商連は「中小業者はもとより、広く国民の幸福のために奮闘してきた歴史と伝統を誇りとし、この2年間に力を合せて、実現してきた数々の成果と民商・全商連運動の『かけがいのない役割』に確信を深め」¹⁷⁾ること、あるいは、「技術・技能や獨創性、ぬくもりのあるサービスを磨き、経営分析力を鍛え、共同・連帯を広げるなら、商業を通じ、地域社会に貢献する道は開ける」¹⁸⁾ことを訴えている。

(3) 対応の意義

中小企業数の減少を背景とした中小企業団体の組織的後退に対する上記のそれぞれ団体の対応の意義は、第1に、中小企業団体が画一化するのではなく、組織理念や伝統を確認しつつ、個性化を遂げつつあることである。それは、中小企業団体が全体として個々分散の方向を示すものでは決してなく、中小企業の多様な存在を反映しており、健全で前進的な事態であると評価することができる。

第2に、各団体の対応の多様な方向性は、政策要望の組織防衛への偏りや基本方針における

矛盾の存在がみられるものの、要望や要求の諸事項に共通性¹⁹⁾を高めているといえる。そのことは、筆者の見解からすれば、中小企業団体間の決定的な相反の要因が小さいばかりでなく、連帯の可能性を高めていると考えることができる。

3 中小企業団体と中小企業憲章制定運動

(1) 中小企業憲章制定運動の推進と

中小企業団体

中小企業団体がいわゆる法制団体にせよ、そうでないにせよ、いずれも以上に述べてきたように組織的後退という状況とそれへの対応の渦中にあるが、そのような中で、中小企業憲章制定運動を推進する中小企業家同友会全国協議会(以下、中同協と略称)は特徴ある経過を示している。すなわち、中同協は1969年の創立以来会員数は急増の傾向にあったといつてよいが、1990年代の初頭に最高数に至った後、長期の逡巡の状態に入った。しかし、2003年頃より回復を開始し、2008年に再び過去最高水準に達した。このような中同協は、上述してきた中小企業団体とは、会員数にしてその規模は、1桁ないし2桁の違いはあるが、全国規模の中小企業組織としては注目に値する結果を示しているといえることができる。

中同協は、中小企業団体としての理念を常に重視し、従来から、明確な主張、すなわち、際立つ未来志向と抜本的な性格をもつ主張を続け、上述の会員数の組織的後退から回復・増大の間もその姿勢を継続し、むしろ強化してきた。たとえば、「いま中小企業重視の産業政策を中軸に据えた草の根からの新しい成長発展を目指す」²⁰⁾、あるいは、「中小企業を軸とした基幹産業の形成を持続的な日本経済の発展をめざす……」²¹⁾、さらには、「中小企業総体としては『脇役』に甘んじてきました。……中小企業は、自ら客観的役割と『中小企業の時代』を実現できる歴史的段階にある……」²²⁾等々である。これらの主張は、

さらになお研究の余地はあるが、少なくない中小企業家をはじめ、中小企業に従業する人々に訴求する内容となってきたと思われる。

また、そのような主張と実践のゆえに、今日中小企業憲章制定運動について他の中小企業団体に先んじて取り組んだということがいえるであろう。そして、中同協は、自らを同友会運動と名付けており、法制的根拠に依存することや多様な中小企業の画一的な組織の全国的制覇を目指すことではなく、また、過去の中小企業運動の様々な教訓を汲みながら運動を進めてきたのであって、常に、自主・自立の立場から中小企業団体としての性格・推進すべき運動の方法を自問してきた。その意味で、中小企業憲章制定運動が中同協のような中小企業団体に開始され、現在推進されていることは、中小企業憲章制定運動として必然的であったし、また、今後その運動の推進に多くの困難や障害があろうとも可能性があるといえることができるだろう。

(2) 中小企業団体の連携の可能性

とはいえ、中小企業憲章制定運動は、特定の中小企業団体のみでその目標が達せられることはありえないし、そうであってもはならない。その意味で、内容としては中小企業に関する国民の決意・責務を伴うし、最終的には国会の決議に基づくものである以上、現段階における当面の重点としては、中小企業団体間の連携が目指されることになるだろう。では、そのような連携の可能性はあるのであろうか。

筆者は、そのような連携の可能性の根拠は次のような諸点としてあると考える。すなわち、第1に、既述してきたように、多くの中小企業団体が、現在、組織的後退に直面しながらも、中小企業団体としての自覚を深めていることである。また、第2に、各中小企業団体は団体としての方向性の多様化を強めているが、それは連携の可能性を否定するものではさらさらなく、そのような多様性が現実にも強く根ざしているならば、広く深いところでの共通基盤が形成され

つつあると考えられるだろう。第3に、具体的な政策要望における共同性が高まっていることである。第4に、ここで詳論することはできないが、中小企業をめぐる今後の政策問題は、問題の深刻性においても、また、問題の解決の展望からも、今後確実に増大するであろうということである。各中小企業団体がそれらに真摯に取り組むならば、上述の3つの点を一層強めることになるだろう。

以上のような連携の可能性に根拠があるとなれば、その連携を進展させるにあたっての課題は何であろうか。第1に、各中小企業団体は、今後さらに、団体としての自主性の確立することであろう。このような自立性の確立の進展は、連携の基礎を強化するからである。

第2に、中小企業団体は相互に他の中小企業団体の意義や性格あるいは現況の理解を公式文書の中でほとんど表明していないし、それぞれの団体構成員にも報告をしていない。したがって、日本の多くの中小企業経営者は、複数の中小企業団体に加入している場合が少なくないにもかかわらず、団体の意義等の相互比較学習が重視されていないようであるし、そうした「雰囲気」は「礼儀」のように受け止められている節がある。しかし、そのような学習の推進は、各団体の組織的内部的問題ではあるが、連携の課題の基礎条件でもある。

第3に、中小企業を巡る大局状況に対する認識の問題である。この点は、むしろ、連携の阻害要因となる可能性も含んでいるが、各団体は常に大胆に表明することが、相互学習としても、団体としての組織的強靱性を保証する意味でも重要である。そして、また、国民的な理解を深めることになる。

とはいえ、連携は個別具体的な連帯からしか実際的な前進はしないであろう。したがって、個別具体的な問題への取組みは個々の中小企業団体の恒常的な課題であるが、同時に連携への第一歩である。これが、第4の点である。

さらに、そのためにも、第5に、中小企業団

体間の日常的な懇談・交流が積極的に推進されなければならないであろう。

4 欧米における中小企業憲章等の状況

(1) 欧州中小企業政策－憲章と法律－

最後に、以上の日本の中小企業憲章制定をめぐる状況に関連する欧米のそれを注目しておきたい。まず、EUでは、2000年の小企業憲章の制定に加えて、現在、中小企業法 (Small Business Act) の制定が日程に上っていることである。このことは、中小企業法それ自体に対しても興味深い。日本における中小企業憲章制定運動の初期段階から、「中小企業基本法があるのに、なぜ、中小企業憲章が必要なのか」という疑問が繰り返し提出されてきた。それに対しては、一応の回答はできているが、EUの場合、《憲章》が先に制定されて、その後、《法律》が制定されるという順序になっている。今、その過程を確認しておくことは、重要であろう。

EU委員会は、2008年、次のような伝達を理事会、議会、経済社会委員会、地域委員会に行っている。すなわち、「中小企業を励ます進展にもかかわらず、EUはなお中小企業の十分な能力を開花させる更なる重要な諸施策を実施することを必要としている。」²³⁾そして、「欧州経済における中小企業の役割は最高の政治レベルで繰り返し認識されてきた。2008年3月の欧州理事会は中小企業の持続的な成長と競争力を一層強めるための提案に強い支援を表明した。すなわち、欧州中小企業法と名づけ、その遅滞無い採用を求めた。」²⁴⁾

また、政策は、「中小企業に適合的であるということが主潮流となる政策でなくてはならない。それは、諸ルールがそれらを利用する多数派の人々を尊重しなければならないという信念、すなわち、“Think Small First” 原則に基礎をおくことである。」²⁵⁾したがって、「中小企業法は欧州委員会と加盟国の政策実施上にあり、現行の企業政策手段を統合する新しい政策枠組みを創

造し、特に欧州小企業憲章と現代中小企業政策にもとづく。』²⁶⁾と強調している。

これに対して、EU最大の中小企業団体である「欧州クラフト・中小企業同盟(UEAPME)」は、次のように述べている。

「欧州クラフト・中小企業同盟は2007年の欧州委員会によってなされた、2008年に中小企業法(SBA)の形で中小企業を支援する一連の諸提案を検証するという言明を歓迎した。』²⁷⁾そして、そのような「中小企業法は小企業・マイクロ企業にとって最善の可能性のある環境を創造し、中小企業が成長段階に応じて直面する様々な挑戦に具体的な回答を与えものでなければならない。それは、企業家精神と社会への価値ある貢献に対する尊重によって準備されなければならない。』²⁸⁾「しかしながら、欧州クラフト・中小企業同盟は、中小企業法はその核が法的拘束力のある手段として構成される限りにおいて実績を上げるだろうと信じている。すなわち、それはこれからの法律の提案に法的な基礎として役立つなければならない。』²⁹⁾と主張している。

以上のように、中小企業法の制定については、EU委員会も欧州クラフト・中小企業同盟もほぼ同一の見解であるが、中小企業法の制定理由としては、前者が「更なる重要な諸施策の実施」であると考えているのに対して、後者は「法的拘束力のある手段」であると考えているところに相違がある。このような相違についての一層の検討、それが中小企業法制定過程においてどのような影響を与えるかについてここで考察することはできないが、日本における中小企業憲章制定推進運動にとって喫緊の研究課題である。

(2) 米国中小企業政策－規制－

さらにまた、米国における中小企業政策の過程で注目すべきことは「規制柔軟法」RFA (the Regulatory Flexibility Act) の展開であろう。

同法の制定は、遠く1980年であるが、その背景は次のようなものであった。「大企業等への適

用に向けて策定された法律や規制が中小企業等に画一的に適用されてきた。たとえ政府の施策を必要とする諸問題が中小企業等に原因がなかったかもしれないにもかかわらず、である。すなわち、画一的な連邦政府の規制や報告要請が、多くの場合に不必要で不釣り合いな負担となる要求を、法律的な・会計的な・相談のいる費用を伴って、限られた資源しか持たない中小企業等に課してきた。』³⁰⁾

そのためにも、「不必要な規制は、多くの産業分野への参入障壁を生み出し、能力のある企業家が収益性に富む製品や処理の導入するのを妨げている。』³¹⁾

今、注目する事態は、同法の制定後の経過である。特に、2007年の時点で次のように指摘されている。すなわち、「RFAが制定されて26年経過した。また、RFAに対する主要な改善であるSBREFFA (Small Business Regulatory Enforcement Fairness Act) の制定からいまや10年である。そして大統領令13272は4年間に亘って有効であった。これらの議会や行政の努力の年月があったにもかかわらず、行政の諸機関が、中小企業がもっている関心に配慮をし、諸機関が運用する中小企業に対する基本の規制が与える潜在的な経済的負担を分析する時には、なお諸機関は議会や行政の支援の必要の状態にある。』³²⁾だから、「これらの負担に対する考慮は、いくつかの連邦諸機関では考え直したりすることが少なくなってきているけれども、規制の重要な命令による要望を十分にかつ矛盾しないで理解することは、上のような諸機関以外では難しいのである。』³³⁾と指摘している。

以上のように、欧州(EU)においても、米国においても、中小企業政策において、画期的な、あるいは、地道な努力が傾けられていることが理解できる。欧米諸国におけるそのような政策的努力の過程は、日本における中小企業憲章制定運動に対して、様々な教訓を与えるとともに、大きな激励を与えるものとなっている。

おわりに

本稿では、中小企業憲章制定運動における「自社分析」アンケートの分析に触発されて日本の中小企業の現況、中小企業数の減少という事実を踏まえて、中小企業憲章制定という観点から、1999年の中小企業基本法の改正以降、ややもすると、関心の向けられることが後退している中小企業団体の動向に注目し、その動向の意義を検討した。加えて、その意義を欧米の中小企業政策の展開から確認した。

現在、世界金融危機の実体経済へのマイナスの影響の阻止に向けて、世界において官民多様な努力が傾けられているが、日本を含む世界の中小企業は、その影響を最も受けやすい存在として、あるいは、その影響の阻止のためばかりでなく、今後の世界経済の回復の展望の中で重大な責務を担う存在として登場しつつある。その意味で、日本を含む世界の中小企業は、困難と期待を同時に皆負っているのである。

- 1) 本稿では、中小企業憲章制定運動を、中小企業憲章制定のみを目指す運動ではなく、中小企業振興基本条例制定をも合わせ目指す運動を表わす意味の用語として使用することとする。
- 2) 本稿でいう「自社分析」アンケートを、現時点で最も精力的に推進している大阪同友会は「憲章レポート」と呼んでいる。
- 3) 大林弘道[2006], p.111
- 4) 大林弘道[2006], p.111
- 5) 日本商工会議所[2008], p.59
- 6) 全国中小企業団体中央会[2007], p.2
- 7) 全国中小企業団体中央会[2007], p.3
- 8) 全国商工団体連合会[2008], 別刷り2
- 9) 日本商工会議所[2008], p.56
- 10) 日本商工会議所[2008], p.56
- 11) 日本商工会議所[2008], p.56
- 12) 全国中小企業団体中央会[2007], p.49
- 13) 全国中小企業団体中央会[2007], p.51
- 14) 全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会[2006], p.1
- 15) 全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会[2006], p.2
- 16) 全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体

- 中央会[2006], p.2
- 17) 全国商工団体連合会[2008], 別刷り1
- 18) 全国商工団体連合会[2008], 別刷り1
- 19) 筆者は、既に、大林弘道[2002]において、各中小企業団体の政策要望の内容を具体的に検討し、共通性を指摘したことがある。
- 20) 中小企業家同友会全国協議会[2008], p.19
- 21) 中小企業家同友会全国協議会[2008], p.19
- 22) 中小企業家同友会全国協議会[2008], p.20
- 23) COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES [2008] ,p.3
- 24) COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES [2008] ,p.3
- 25) COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES [2008] ,p.3
- 26) UEAPME[2008]
- 27) UEAPME[2008]
- 28) UEAPME[2008]
- 29) UEAPME[2008]
- 30) U.S. Small Business Administration[2008]
- 31) U.S. Small Business Administration[2008]
- 32) U.S. Small Business Administration[2007], p.270
- 33) U.S. Small Business Administration[2007], p.270

参考文献

- 梅木 晃・土居 忠[2004]『地域づくりはふれあいづくり—地域経済再生と商工会—』, (株)中小企業リサーチセンター, 2004年8月26日
- 大林弘道[2001] 「中小企業運動論・序説」『企業環境研究年報』, 第6号
- 大林弘道[2002] 「戦後日本の経済団体と中小企業運動」, 『企業環境研究年報』, 第7号
- 大林弘道[2003a]「中小企業基本法の制定・改正と中小企業運動」, 『企業環境研究年報』, 第8号
- 大林弘道 [2003b]「日本経済の再生と中小企業運動」, 『大原社会問題研究所雑誌』, 第541号
- 大林弘道[2005]「中小企業憲章制定運動の可能性」『企業環境研究年報』第10号
- 大林弘道 [2006]「中小企業憲章制定運動と「自社分析」[1]」『中小企業環境研究年報』第11号
- 山本貢[2003]『中小企業組合の再生—組織活性化の理論と実践—』, (株)中央経済社, 2003年5月15日

資料

- 中小企業家同友会全国協議会[1988] 「実践的な経営指針の確立と成文化のために」
- 中小企業家同友会全国協議会[1999] 『中同協30年史 時代を創る企業たちの歩み』
- 中小企業家同友会全国協議会[2008]「第40回定時総会採択文」
- 日本商工会議所 [2008]「商工会議所 中期行動計画」, 2008年7月16日
- 全国商工団体連合会 [2008]「全商連第48回定時総会方針(案)」(「全国商工新聞」, 第2826号, 2008年4月

14日)

全国中小企業団体中央会「2007」「平成19年版 中小企業組合白書」

全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会 [2007] 59回中小企業団体全国大会 決議, 2007年10月25日

全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会 [2006] 58回中小企業団体全国大会 決議, 2006年10月19日

COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES[2008], COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL, THEEURO-

PEAN PARLIAMENT, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIALCOMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS “Think Small First” A “Small Business Act” for Europe
UEAPME [2008] Enterprise policy/Small Business Act for Europe

U.S. Small Business Administration[2007] The SMALL BUSINESS ECONOMY For Data Year 2006 A Report to the President

U.S. Small Business Administration [2008] Regulatory Flexibility Act /Congressional Findings and Declaration of Purpose